

第 7 6 号議案

足立区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区介護保険条例の一部を改正する条例

足立区介護保険条例（平成 1 2 年足立区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「しないもの」の次に「その他区長が必要と認めた者」を加える。

第 9 条の 2 第 1 項中「第 1 1 5 条の 3 8」を「第 1 1 5 条の 4 4」に改め、同条第 2 項中「第 1 1 5 条の 3 9」を「第 1 1 5 条の 4 5」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」を「平成 2 1 年度から平成 2 3 年度まで」に改め、同条第 5 号中「6 万 3 , 4 8 0 円」を「5 万 6 , 7 6 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「1 2 5 万円」に改め、同号イ中「次号イ又は第 7 号イ」を「次号イ、第 7 号イ、第 8 号イ又は第 9 号イ」に改め、同条第 6 号中「7 万 8 , 2 4 0 円」を「6 万 3 , 4 8 0 円」に改め、同号ア中「2 0 0 万円」を「1 2 5 万円」に、「6 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第 8 号イ又は第 9 号イ」に改め、同条第 7 号中「9 万 4 , 5 6 0 円」を「7 万 6 , 2 0 0 円」に改め、同号ア中「6 0 0 万円」を「2 0 0 万円」に、「8 0 0 万円」を「4 0 0 万円」に改め、同号イ中「（（1）に係る部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第 9 号イ」を加え、同条第 8 号を同条第 1 0 号とし、同条第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（ 8 ） 次のいずれかに該当する者 7 万 8 , 2 4 0 円

ア 合計所得金額が４００万円以上６００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

（９） 次のいずれかに該当する者 ９万４，５６０円

ア 合計所得金額が６００万円以上８００万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（（１）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第１２条に次の１項を加える。

２ 前項第４号の規定にかかわらず、令附則第１１条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者（前項第５号イ、第６号イ、第７号イ、第８号イ又は第９号イに該当する者を除く。）の平成２１年度から平成２３年度までにおける保険料率は、４万５，７２０円とする。

第１４条第３項中「第６号ロ」の次に「並びに令附則第１１条第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を、「第６号まで」の次に「又は令附則第１１条第２項」を加える。

付 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第９条の２の改正規定は、同年５月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の足立区介護保険条例第12条の規定は、平成21年度分からの保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第1号被保険者の区分を変更し、区分ごとの保険料率を定めるとともに、介護保険法等の改正に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。